

## 宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議設置要綱

### (設 置)

第1条 宇都宮地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、宇都宮地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「宇都宮構想区域病院及び有床診療所会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院及び有床診療所の代表
- (2) その他関係機関・団体の代表

### (議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

2 議長は、宇都宮地域医療構想調整会議の議長が務める。

### (会 議)

第5条 病診会議の会議は、栃木県保健福祉部医療政策課長が招集する。

### (事務局)

第6条 病診会議の事務局は、栃木県保健福祉部医療政策課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、栃木県保健福祉部医療政策課長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年8月1日から実施する。